

川崎市市制100周年記念事業  
きれいなまちづくり推進イベント等実施業務委託  
業者選定実施要領

1 業務内容等

「川崎市市制100周年記念事業 きれいなまちづくり推進イベント等実施業務委託仕様書」のとおり

2 契約方法等

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務規模概算額

2,746,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、上限を示すものです。

3 参加資格

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 申請時点において、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の次の表に掲げる業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されているものであること。

※ただし、申請時点で登録申請中である場合には、受託候補者を特定する期日までに登録されていることを条件として、参加資格を満たしているものとする。

(4) 申請時点において、本業務と類似した業務の実績を有すること。

※類似した業務とは、下記項目の業務を指す。ア及びイに該当する業務をそれぞれ実績として挙げること。

ア 自治体等と連携したイベントの企画・運営業務

イ 多くの人が集まるイベントの企画・運営業務

4 提案を求める内容

(1) 本業務に対する考え方、取組の基本姿勢

(2) 本業務の目的を達成するための具体的な実施内容や広報戦略など

(3) その他

ア 仕様書で定める以外の内容についても自由に提案すること

イ 提案内容は見積額とバランスが取れたものとする

5 参加意向申出書等の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、次により参加意向申出書（様式1）等を提出し

てください。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。

(1) 提出書類

- ア 参加意向申出書 1部 (様式1)
- イ 類似業務の実績を証する契約書の写し等 1部
- ウ 会社概要がわかるもの (パンフレット等) 1部

(2) 参加意向申出書等の提出先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

環境局生活環境部減量推進課 (担当 赤久保、西村)

電話番号 044-200-2580 電子メール 30genryo@city.kawasaki.jp

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

(3) 受付期間等

受付期間：令和6年1月25日(木)から同年2月1日(木)まで

※郵送の場合、令和6年2月1日(木)までに必着。

ただし、書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。

受付時間：午前9時から午後5時まで (閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

6 質問書の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年2月6日(火)から同年2月15日(木)まで

(2) 質問書の様式

質問書(様式2)により提出してください。

(3) 質問の受付方法

質問書(様式2)にご記入のうえ、電子メールで送信してください。電話・FAXでの質疑応答は行いませんのでご注意ください。

(4) 回答方法

令和6年2月20日(火)までに全ての参加事業者宛てに電子メールにて回答書を送信します。

(5) 説明会の開催

本公募型プロポーザルに関する説明会等は実施しません。

7 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出された事業者には、令和6年2月6日(火)までに参加資格確認結果通知書を交付します。交付方法は、電子メールでの送信を基本とします。

8 企画提案書等の提出

企画提案書は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記して提出してください。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書 1部 (様式任意。A4判横。表紙を除き20ページ以内。上記4参照)
- イ 見積書 1部 (様式任意)
- ウ 業務実施体制表 1部 (様式任意)
- エ 工程計画表 (様式任意) 1部

上記ア～エの電子データをPDF形式で格納したCD-R等 1枚

(2) 企画提案書等の提出場所

5(2)と同じ

(3) 受付期間等

受付期間：令和6年2月6日(火)から同年2月29日(木)まで

※郵送の場合、令和6年2月29日(木)までに必着。

ただし、書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。

受付時間：午前9時から午後5時まで (閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

(4) 企画提案書等の取扱

ア 提出された企画提案書等は、返却いたしません。なお、提出された企画提案書等は、提出者に無断で選定以外の目的には使用いたしません。

イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験、熱意があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

エ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 企画提案書等に記載した担当予定者は原則として変更できません。退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、本市の了解が必要となります。

カ 企画提案書等の作成に係る必要は、事業者の負担とします。

キ 提出物は、川崎市情報公開条例(平成13年3月29日条例第1号)の対象となります。

9 企画提案会

応募受付期間終了後、企画提案書等に係るヒアリングを実施するとともに、提出された書類について、本市が設置するプロポーザル評価委員会において審査し、受託候補者を選定します。

(1) 実施日時

令和6年3月5日(火)午後、7日(木)午後のうちいずれか1日(予定)

※詳細については、各提案事業者へ別途通知いたします。

(2) 場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎会議室

※詳細については、各提案事業者へ別途通知いたします。

(3) 選考評価方法

ア 本市が設置するプロポーザル評価委員会の審査の結果、最高得点の提案書等を提出した者を受託候補者として特定します。ただし、全委員の総合得点が6割に達していないと判断された場合においては、この限りではありません。

イ 最高得点が2者以上あった場合は、プロポーザル評価委員会で協議の上、受託候補者を特定します。

ウ 評価基準は、別表「川崎市市制100周年記念事業きれいなまちづくり推進イベント等実施業務委託 選定評価基準」のとおりです。

#### (4) 提案説明

ア 説明は提出された企画提案書をスクリーンに表示した状態で実施します。

イ 提案説明は各事業者30分（説明20分、質疑応答10分）以内とします。ただし、参加事業者の申込状況等により、あらかじめ説明時間を短縮する場合があります。

ウ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成、及び企画提案会に参加してください。なお、出席者は2名以内とします。

#### (5) その他

プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第3号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

### 10 選考結果

選考結果については、令和6年3月中旬以降にすべての提案事業者に郵送で通知します。また、本市ホームページで公表します。

#### 11 提案資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、提案資格を喪失します。

- (1) 3の各号を満たさないとき
- (2) 提案書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

#### 12 応募の辞退

申請書類を提出した後に辞退される場合は、持参または郵送により辞退届（様式3）を提出してください。

##### (1) 受付期間等

受付期間：令和6年2月6日（火）から同年2月29日（木）まで

※郵送の場合、令和6年2月29日（木）までに必着

ただし、書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

##### (2) 提出場所

5(2)と同じ

### 1.3 契約手続等

(1) 選考結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約締結に向けた手続を進めます。

(2) 契約書の作成は必要とし、契約書類作成等に係る費用は、事業者の負担とします。

(3) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号に基づき免除となります。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。

URL: <http://www.city.kawasaki.jp/233300/>

(5) 委託代金の支払

委託業務の全部が終了した後の支払を原則としますが、本市と選定された事業者との協議により、委託業務の一部に既済部分があると認められる場合に限り、本市による中間検査を経て、当該既済部分に係る委託代金の一部を支払うことができるものとします。

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(7) 関連情報を入手するための窓口は5(2)と同じです。

(8) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。

別表 川崎市市制100周年記念事業きれいなまちづくり推進イベント等実施業務委託 選定評価基準

評価項目		評価基準	
A	業務遂行能力	①実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務又はそれに準ずる実務実績があり、ノウハウが活かされているか、また、業務を進めるにあたっての独自の強み等があり、これらの強みが発揮できる体制となっているか。</li> </ul>
		②実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定者は業務経験豊富な担当者を十分に配置しているか。</li> <li>・安全面に十分配慮し、業務を円滑に進められる体制となっているか。</li> </ul>
		③工程計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。</li> </ul>
		④対応力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。</li> <li>・市の意向に沿って臨機応変な対応が可能か。</li> </ul>
B	提案力	①的確性 整合性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容が網羅された適切な提案となっているか。</li> <li>・業務目的を達成することができる、合理的な内容の提案となっているか。</li> </ul>
		②実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施内容が仕様書の目的の達成に向けて明確であり、同種業務実績等に裏付けられた提案となっているか。</li> <li>・提案内容を確実に実現するための手法等について十分な説得力があるか。</li> </ul>
		③具体性 独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の参加が見込まれる魅力的かつ具体的な提案がされているか。</li> <li>・創意工夫が感じられる、独自の提案となっているか。</li> </ul>
C	見積価格	①額面の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務内容と見積額とのバランスがとれており、積算根拠の整合性がとれているか。</li> </ul>